

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第122号	議案名	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更について			
目的	鳥取中部ふるさと広域連合の関係市町において選挙すべき議員の定数の均衡を図るため、鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>鳥取中部ふるさと広域連合の関係市町において選挙すべき議員の定数の均衡を図るため、鳥取中部ふるさと広域連合規約(平成10年鳥取県指令市振3第1号)の一部を変更するもの。</p> <p>具体的には、三朝町の議員定数を1人から2人へ、琴浦町の議員定数を3人から2人へ変更することとし、令和4年2月20日から施行することとしました。</p> <p>2 内容</p> <p>三朝町及び琴浦町の議員定数を以下のとおり改める。</p>					
			改正後			
		(広域連合議員の選挙の方法)				(広域連合議員の選挙の方法)
		第8条 (略)				第8条 (略)
		2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。				2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。
		(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)
		(3) 三朝町 <u>2</u> 人				(3) 三朝町 <u>1</u> 人
		(4) (略)				(4) (略)
		(5) 琴浦町 <u>2</u> 人				(5) 琴浦町 <u>3</u> 人
		3・4 (略)				3・4 (略)
補足事項						